平成２６・２７年度
豊後高田市議会システム構築業務委託
仕様書

平成２７年２月

豊後高田市

目次

１　事業概要 1
1.1　目　　的 1
1.2　基本事項 1
２　構築概要 1
３　スケジュール 1
４　システム仕様 2
4.1　システム基本要件 2
4.2　　機能仕様 2
4.2.1　議場の基本機能 2
4.2.2　委員会室の基本機能 8
4.2.3　議会事務局の基本事項 9
4.2.4　会議室の基本事項 9
4.2.5　その他の書室等の機能 10
4.2.6　電源機器類の冗長性 10
4.3　　機能の拡張性 10
4.4　　機器仕様 10
4.4.1　映像機器 10
4.4.2　関連機器 10
4.4.3　音響機器 10
4.4.4　制御機器 11
4.5　性能仕様 11
4.6　セキュリティ 11
５　諸室の名称及び議会棟内諸室で開催する会議等 11
６　設置・調整 12
6.1　　設置・調整等 12
6.2　　電源・配管・配線工事等 12
6.3　　バージョンアップ 12
6.4　　障害発生時の対策 12
6.5　　システム総合試験の実施 12
6.6　　操作研修・マニュアル 13
6.7　その他特記事項 13
７　提出書類要件 13
８　その他事項 14
8.1　法令の遵守 14
8.2　一般共通事項 14
8.3　業務文書の取り交わし 14
8.4　安全管理 14
8.5　緊急時の措置 14
8.6　仕様書の変更 14
8.7　その他協議を必要とする事項 14

１．　事業概要

（１）目的

本業務は、豊後高田市新庁舎の建設に伴い、新たに整備する議場や委員会室等の豊後高田市議会棟内の諸室に、音響設備や映像設備を始めとする豊後高田市議会システムを導入することで、議会運営の効率性や確実性を確保し、また、議会情報の公開の促進及び充実を図り、さらに、傍聴者や視聴者である市民に分かりやすく、開かれた議会を実現することを目的に整備するものである。

（２）基本事項

本業務は、平成２７年１１月完成の豊後高田市新庁舎建設に伴い、構築する議会システムであり、議会録画放送や今後想定される議会生中継放送、インターネット中継の他、委員会室からの中継等が行えるよう、必要最低限の機能的要件を示している。これを踏まえて設置運用及び機器選定の提案を求めるものである。

２．　構築概要

議会システムの構築は、２７年１１月末までを目途に構築するものとし、業務の効率化が図られ、安定運用ができるよう構築するものである。

なお、構築にあたっては、冗長性を確保し安定運用が出来るよう努めること。

また、必要なハードウェア及びソフトウェアの設置、構築に関する以下の事項を業務範囲とし新庁舎建設担当課と調整を行うこととする。

① 機器及びソフトウェア等の調達及び指定場所への搬入
② ネットワーク配線
③ 導入機器設置及び初期設定作業
④ システム導入にあたっての操作教育及びサポート
⑤　その他発注者より依頼のあった関連業務

３．　スケジュール

① 議会システム構築は、平成２７年１１月３０日までとする。
② 契約期間は、契約締結後から平成28年３月３１日までとする。

4.　システム仕様

4.1　システム基本要件

議会システムに持たせる基本的な機能は、次のとおりとする。

① 本会議や委員会等を円滑に運営するために、発言者以外の者が明瞭に発言を聴き取ることができるように、発言者の音声を適正に拡声する機能

②本会議や委員会等の会議録作成のために必要となる音声を、長時間にわたり高品質で録音する機能

③光ファイバーケーブルによる、豊後高田市ケーブルネットワーク施設（以下「ケーブルテレビ」という。）や議会棟内の諸室のデジタルハイビジョン対応のモニター（以下「モニター」という。）で、議場で行われる会議の状況を放送（生中継等）するために必要となる議会映像を高画質で撮影する機能

④本会議や委員会等、議場及び委員会室で行われる会議の今後想定されるインターネットによる中継及び録画放送業務を行える機能

⑤ケーブルテレビやモニターで議会映像等を生中継するために必要となる音声及び映像を、豊後高田市ケーブルネットワークセンター（以下「センター」という。）、モニター、スピーカー等に送信する機能

⑥ 本会議の出席者を始め、傍聴者及び視聴者に分かりやすい議会を実現するために、撮影した議会映像にテロップを表示する機能

⑦ 会議運営を確認するために必要となる議会映像等を録画する機能

⑧ 発言残時間、出席議員数、賛否の状況等を表示する機能

⑨ 会議の開始、発言終了等を事前に議員、執行部等に周知する機能

⑩ 委員会室において、プロジェクターで映像等を表示する機能

4.2　機能仕様

本システムは、下記の機能仕様を満たすこと。

4.2.1　議場の基本機能

（1） 操作

① 議場内のシステム操作は、議長席に向かって右側の執行部席の最奥部の操作席で行う。

② 操作に必要となる機器は、原則として操作席に設置するものとし、操作席に物理的に配置することのできない機器は、操作に支障を及ぼすことのないよう、議場裏の機械室に設置するものとする。

③ 本システムは、議会運営に必要な機能の操作を、パソコンなどで一元管理されたタッチパネルで操作できるものとする。このことは、マイク、カメラ、テロップが連動し、同時に切り替えができることである。つまり、カメラのレンズの上下左右の移動や撮影映像の拡大縮小の制御をはじめ、放送に採用する映像を映し出すカメラの切替えや、マイクの切替え、そして、テロップ

の表示などの機能が全て連動しており、基本的にタッチパネル上の各議員席などの表示に触れるだけで、議会事務局職員（以下「職員」という。）が一人で、ワンタッチで操作することができるものとする。

④　３台のカメラの撮影映像及びケーブルテレビなどでの放送中の映像の表示、カメラのレンズの方向などの調整やカメラの切替え、また、テロップの表示操作、そして、マイクの切替えや音量調節も一つのタッチパネルの画面上で全て表示及び操作できるものとする。また、録音・録画、質問残時間の管理、出席者数の表示等の操作についても同様とする。

⑤　タッチパネルの画面表示は、実際の豊後高田市議会（以下「市議会」という。）の議場のレイアウトに沿い、視覚的に見やすく、操作しやすいレイアウトとする。また、議員席や執行部席のレイアウト変更などについても、職員がいつでも容易に対応することができるものとする。特に、執行部席の配席パターンは一つではなく、複数のパターンがあることから、それに柔軟に対応することができるものとする。

⑥　センター、モニター及びスピーカーへの音声及び映像等の送信については、操作席に設置した機器にて、送信切り替え（議場内のみに配信など数パターン）ができるものとする。

⑦　操作及び表示画面の構成、項目、配置、デザイン、配色等に関して全て発注者の意向に沿って開発するものとする。

（2）　撮影・録画・生中継放送・テロップ表示

①　議場で収録した撮影映像や音声、そして映像に表示したテロップを、センターに送り出すことにより、ケーブルテレビで市議会映像等のデジタルハイビジョンによる生中継映像等を、安定的に放送することができる必要な送信設備などを設置する。また、ケーブルテレビでは、生中継で使用した映像等に必要な編集を行い、録画放送を実施するため、ハードディスク及びブルーレイに録画できるよう録画機器を機械室に設置する。

　なお、特に生中継に関する機器には最大限の留意をするものとする。

②　議場で収録した撮影映像や音声、そして映像に表示したテロップを、モニター等で放送するために必要な送信設備などを設置する。モニターを設置する諸室は、議場、傍聴席、議会事務局、会議室403、会議室404とし、スピーカーのみを設置する諸室は、会議室401とする。

③　撮影用のカメラは、デジタルフルハイビジョン映像に対応したハイビジョンカメラとし、台数は３台とする。カメラを配置する位置は、まず傍聴者席上部の中央に１台配置し、議長、事務局長、演壇、執行部席の一部及び全部を撮影するものとする。また、執行部席上部の左右にカメラをそれぞれ１台ずつの計２台を配置し、質問者席及び議員席の一部及び全部を撮影するものとする。

④　カメラのレンズを左右上下に動かしたり、拡大縮小したりする操作や焦点

の自動調節、また、放送で採用する映像を映し出すカメラの切替えは、操作席のタッチパネルの各カメラの画面上から直接操作できるものとする。このカメラの切替え操作などは、マイクの切替えやテロップの表示などと連動し職員が一人で、ワンタッチで操作することができるものとし、瞬時にカメラ、マイク、テロップが自動で切り替わるものとする。

⑤　カメラは、撮影する都度、発言者を選択し、カメラの角度や方向などを調整するのではなく、事前にカメラごとに撮影する対象者を設定することができ、また、事前に発言者ごとに最適なレンズの角度、方向、大きさなどを設定することができるものとする。このことにより、タッチパネルを押すだけで、発言者を撮影するカメラに瞬時に切り替わり、かつ、最適なレンズ角度などで発言者を撮影することができるものとする。

⑥ 必要に応じて、タッチパネルを操作することで、会議中に容易に職員が一人で、カメラのレンズを上下、左右に動かしたり、最適な角度や方向に微調整を行うことができたり、さらに、撮影映像を拡大したり縮小したりすることができ、かつ、焦点の微調節なども操作することができるものとする。

⑦　さらに、会議中において職員が、必要に応じて、放送する撮影カメラの切替えを容易に行える機能も持つものとする。

⑧　映像切替えの際には、ケーブルテレビの視聴者などが視聴しやすい映像となるよう、留意を行うこととする。例えば画面には移動中のカメラの映像は表示せず、他のカメラに切り替わり、完全に次の発言者にカメラが切り替わった後に、移動後のカメラに切り替わる等、配慮した工夫がなされているなどである。

⑨　撮影した映像には、事前に登録した発言者の役職名や氏名などのテロップを、カメラやマイクと連動し、自動的に表示することができるものとする。

⑩　また、演壇や質問者席など、不特定多数の者が発言する席については、会議中に、必要に応じて随時、職員が一人で容易に必要なテロップを表示することができる機能を持つものとする。テロップについては、閉会中や休憩中、散会後などにおいて、改選後などの議員名、役職名等の変更、人事異動後の職員名、役職名等の変更などに、職員が随時、容易に変更できるものとする。

　なお、開会中でもテロップの修正及び登録ができるものとする。

⑪ テロップの表示内容は、基本的には、議席番号をはじめ、議長、委員長、議員、市長などの役職名及び氏名とし、また、必要に応じて質疑・質問事項なども表示することができるものとする。

⑫　質問する議員の表情等を傍聴席から傍聴者が視聴することができるように、傍聴者用としてモニター（60インチ）を、議場内の議長席に向かって壁の左に１台設置する。このモニターは、オンエアーのみ表示するものとする。

⑬　議員席と執行部席との間の議場内の壁の左右に、モニター（60インチ）を２台設置し、発言残時間、時刻、出席者数が表示でき、かつ選択により撮

影映像やテロップを表示することにより、視認性を高め、表示内容や映像を容易に確認できるものとし、このことに必要な機器、機材、配線等の設備を設置するものとする。

⑭　議員が発言に集中するために、発言制限時間終了の５分前と発言制限時間終了時に、ブザーで自動的に知らせることができ、タッチパネルで職員が管理することができるものとする。

⑮　撮影映像等をデジタルフルハイビジョンで録画等することのできるハードディスクにも録画等できるブルーレイレコーダなどの機器を設置し、録画の開始や停止等についても操作席のタッチパネルで、事務局職員が容易に操作できるものとする。

⑯　ケーブルテレビにおいて、本会議等の生中継映像等を放送することは未定であるが、生中継放送が決まり次第いつでも対応できるようにしておく。なお、モニター等で放送する議会映像等は、議場で行われる全ての会議とする。

⑰　開議前、休憩中、散会後において、ケーブルテレビの放送用として、テロップを表示した静止画などの外部映像に切り替えて表示することができるものとする。この操作もタッチパネルで行うものとする。また、休憩中の表示として再開予定時刻等をテロップとして表示することができるものとする。この操作もタッチパネルで行うものとする。

⑱　左右の壁のモニターを見ることなく、現在の映像や残り時間表示等が確認できるよう、議長席、演壇、質問者席、事務局長席に、10インチ程度のモニターを設置するものとする。

⑲　インターネットでの生中継等の配信に備え、必要な機器、配線等を整備するものとする。

⑳　委員会室には、今回は、カメラ等の機器を設置しないが、今後、委員会室からの生中継等を行う可能性がある。そのときに備えて、機械室から必要な配線等を整備するものとする。配線は天井裏に置いておくこと。

（3）　音響・録音

①　議場にデジタル方式のマイクやスピーカーなどの必要となる音響設備を設置する。

②　音響設備は高品質な音質を確保し、またハウリングの発生を抑制するなど、最優先すべきは発言を明瞭に聞き取り、かつ、高品質の録音を確実に行うことである。

③　議場内の議長席、演壇、質問者席、議員席、執行部席及び事務局長席の、それぞれにデジタル方式のマイク設備を設置する。また、議場内の天井に収音マイクを設置する。

④　議場内のマイクは原則として、それぞれスピーカーを備えた埋め込み式デジタル有線方式のマイクユニット設備とする。

⑤　発言者ごとに異なる身長及び座高の高低に対応するため、全てのマイクは、

角度を変えることができるものとする。

⑥ 前述のとおりカメラの切替えなどに連動し、自動で発言者のマイクのスイッチを入れたり切ったりすることができるものとする。ただし議長席などのマイクを優先とするなど、一部のマイクのスイッチが常に入った状態とすることができるものとする。また、同時に発言可能なマイクユニットの数量は10式以上であること。

⑦ 発言時にはマイク本体のランプ等が点灯し、発言者や職員が視覚的にマイクのオン、オフの状態が確認できるものとする。

⑧　議長席は１席であり、マイクは２本とし、議長席の左右それぞれに配置する。議長は議長席に、着席して発言するので、マイクが議長の発言を明瞭にひろえる適切、かつ、妥当な長さとする。また、採決機能を有すること。

⑨　演壇は１席であり、マイクは２本とし、演壇の左右それぞれに配置する。マイクの長さは、議員及び執行部が起立して発言するので、マイクが議員等の発言を明瞭にひろえる適切、かつ、妥当な長さを確保すること。

⑩　質問者席は１席であり、マイクは２本とし、質問者席の左右それぞれに配置する。マイクの長さは、議員は起立して発言するので、マイクが議員の発言を明瞭にひろえる適切、かつ、妥当な長さとする。

⑪　議員席は18席であり、マイクは各議員に１本とし、計18本とする。マイクは、議員席の中央に配置する。マイクの長さは、議員は起立して発言するので、マイクが議員の発言を明瞭にひろえる適切、かつ、妥当な長さとする。また、採決機能を有すること。

⑫　執行部席は31席であり、マイクは執行部ごとに１本とし、計31本とする。マイクは執行部席の中央に配置し、マイクの長さは、執行部は起立して発言するので、マイクが執行部の発言を明瞭にひろえる適切、かつ妥当な長さとする。なお、操作席には、マイクを設置しないものとする。

⑬　事務局長席は１席であり、議長席に向かって、議長席の右に設置する。マイクは、事務局長席の中央に１本配置する。マイクの長さは、事務局長が着席して発言するので、マイクが事務局長の発言を明瞭にひろえる適切、かつ、妥当な長さとする。

⑭　録音については、デジタルデータとして発言等を高品質で録音するための録音機器（会議録等作成用として使用するのでＳＤカード、及びＵＳＢメモリーでの録音とする。）
を設置する。録音の開始、一時停止、再開及び停止については、職員が容易に操作席のタッチパネルで操作できるものとする。

⑮　マイクの個別音量の調整や全体音量の調整も、操作席のタッチパネルの画面上で調整することができるものとする。

⑯　議場全体のサウンドシステムであるスピーカーは、適切な位置に配置し、発言者の発言を適切に拡声することにより、明瞭度の高いクリアな音声を確保し、出席者や傍聴者等の聞き取りに支障を及ぼすことがないものとする。

⑰　各機器の正常動作を確認した後、目標性能値の調整項目は、その性能が得られるように音響調整を行うものとする。

Ａ－他工事等の作業を停止し、騒音のない状態で行う。

Ｂ－調整者は音響調整に十分な経験を有するものが行う。

Ｃ－測定に使用する測定器は、定期的に校正され、校正有効期限内の機器を使用する。

⑱　調整項目で特記なき項目の測定方法は下記に準拠して行う。日本劇場技術協会（現、（社）劇場演出空間技術協会）制定の『電機音響設備動作特性の測定方法(JITT A2001)

※設備を規定のレベルダイアグラムに従い、最大再生音圧レベル設定状態とし、その後マイク・ラインの入力フェーダーを絞りきったとき、測定店の位置において満足すること。

（4）　制御

①　議場内のシステムに使用する機器は、タッチパネルからの制御ができ、安定稼働が可能なシステムであること。また、故障原因等想定される要因は、検証済みのシステムであることとする。

（5）　その他

①　議場で開催する本会議、全員協議会及び予算・決算審査特別委員会の会議終了後に議事の経過状況を把握し、また、会議録の作成を補助するために、タッチパネルで操作した時刻や発言者の氏名、発言場所等を本会議等運営システムからテキストデータ等で取得することができるものとする。

②　会議の開始等を号鈴で知らせる。号鈴の操作機器は事務局長席、操作席、議会事務局に設置し、職員がそれを操作することにより、本鈴及び会議の開始５分前の予鈴等を鳴らし、会議の開始等を知らせることができるものとする。なお、予鈴は、テレビモニターとスピーカーからの音声で知らせる。予鈴のスピーカーは、正副議長室、各委員会室、会派室1～6、議会棟のロビー・廊下、庁舎の各階等に設置する（又は、設置しているものを活用する）。

③　予備録音として、別系統で、集音マイクからの音声を録音できる録音機器（ＳＤカードでの録音とする。）を設置する。これについても、タッチパネルに連動し、操作ができるようにする。

④　システムに連動した開会表示灯を２ヶ所設置する。

⑤　秘密会議用として、議場外に議場で収録した撮影映像、音声等が、流れず、録音のみが行えるようにする。その際、議場外には静止画などの外部映像を表示する。

⑥　各モニターやスピーカー、センターへ配信する映像や音声等については、十分に協議すること。

4.2.2　委員会室の機能

（1）　音響・録音

①　第１委員会室と第２委員会室に、それぞれ音響設備を設置する。

②　音響設備は、高い音質を確保し、またハウリングの発生を抑制するなど、最優先すべきは発言を明瞭に聞き取り、かつ高品質の録音を確実に行うことである。

③　２つの委員会室の可動式の間仕切りを移動させると大人数に対応することのできる広い一つの大会議室として使用することができる。そのことも踏まえて、効率的、経済的な音響設備を整備する。なお、間仕切りをしているときには、第1委員会室の音が第２委員会室のスピーカーから出ないようにする。逆の場合も同様とする。

④　第１委員会室のマイクについては、委員（正副委員長を含める。）用として６本、事務局長用として１本、執行部用として３本、計１０本のマイクを使用する。マイクはいずれも赤外線による卓置マイクユニット（バッテリー付属でバッテリーのみ取り替えができるもの）とし、予備用バッテリー（１０個）及び充電器（１０個のバッテリーが充電できるもの）も合わせて整備する。

⑤　第２委員会室のマイクについては、委員（正副委員長を含める。）用として６本、事務局長用として１本、執行部等用として３本、計１０本のマイクを使用する。マイクはいずれも赤外線による卓置マイクユニット（バッテリー付属でバッテリーのみ取り替えができるもの）とし、予備用バッテリー（１０個）及び充電器（１０個のバッテリーが充電できるもの）も合わせて整備する。

⑥　第１委員会室、第２委員会室の間仕切りをなくして使用するときは、第1委員会室の機器を使用し、会議等を行う。マイクについては、第１委員会室と第２委員会室のマイク計２０本が使用できるようにする。

⑦　各委員会室に、サウンドシステムとしてスピーカーを設置する。台数は効果的、かつ経済的な台数とする。スピーカーを適切な位置に配置し、発言者の発言を適切に拡声することにより、明瞭度の高いクリアな音声を確保し、出席者及び傍聴者等の聞き取りに支障を及ぼすことがないものとする。また２つの委員会室を１室として使用する場合も考慮に入れ、適切、かつ妥当な配置とする。

⑧　会議録の作成や発言の確認等に活用するため、各委員会室には、録音機器（会議録等作成用として使用するのでＳＤカードでの録音とし、ＩＣレコーダー等を接続することができるヘッドホン出力端子を備えたものとする。）を設置する。また、予備録音として、各委員会室にＩＣレコーダー（ＳＤカードに録音でき、録音した音声の再生等ができるものとする。）を整備する。

⑨　その他、マイク、スピーカー、録音機器などの設置に伴い必要となる音響機器等を整備する。なお、関連機器はシステムラック（委員会室の机等に合

致した色等のもので、第１委員会室、第２委員会室にそれぞれ設置する。）にまとめて収納できるようにする。

⑩　⑨とは別に、マイクバッテリー充電用及びマイク収納用のラック（委員会室の机等に合致した色等のもので、移動式のもの）を整備し、ラック内にバッテリー（２０個）を収納することで、容易に充電ができるよう配慮する。

また、ラックは、最低10本のマイクをラック内部に収納（本体部分とマイク部分をばらしても可）し、ラック上部にも据え置きが出来るようなものとする。

⑪　今回は、カメラ等の機器を設置しないが、今後、委員会室からの生中継等を行う可能性がある。そのときに備えて、機械室から各委員会室に必要な配線を行う。

（2）　映像機器

①　第１委員会室に、プロジェクター（天井から吊す方式のもの）、ブルーレイディスクプレイヤー（ＤＶＤ等の再生も含む。）及びスクリーン（天井つり下げ式で、１５０インチの電動のもの）を整備し、ブルーレイディスク、ＤＶＤ等の映像や、パソコンの画面等をスクリーンに投影でき、天井からのスピーカーにて音声を出力できるように必要な配線等を行う。また、ラックの設置場所とは離れてパソコン等の外部出力をつなげる場合があるので、ラックに、必要な出力口等を設ける。

4.2.3　議会事務局の機能

（1）　映像等表示、号令、放送機器等

①　議場に設置したカメラで撮影した映像等を視聴できるモニター（４６インチ）を１台設置し、議会映像等を確認できることとする。

②　会議の開始等を号鈴で知らせることができる本会議等運営システムに連動した号鈴の操作機器を設置する。職員がそれを操作することにより、本鈴及び会議の開始５分前の予鈴等を鳴らし、会議の開始等を知らせることができるものとする。

4.2.4　会議室（401、403、404）の機能

（1）　映像等表示、音声

①　議場に設置したカメラで撮影した映像等を視聴できるモニター（４６インチ）を会議室（403）、会議室（404）にそれぞれ１台設置し、議会映像等を確認できることとする。

②　議場の音声を聴くことができるスピーカーを、会議室（401）に設置し、議会音声を確認できることとする。

4.2.5　その他の諸室等の機能

（1）　号鈴関係

議場内のシステムに連動し、会議の開始等を知らせる本鈴及び予鈴のシステムを構築する。本鈴等を鳴らす各室等は、モニター等の音声で確認できる議場、議会事務局及び会議室（401、403、404）を含め、正副議長室、6つの会派室、各委員会室、議会棟のロビー・廊下、庁舎の各階（1階、2階、3階）及び別館2階とする。

（2）　議員応招意思表示（登退庁表示）

議員の応招意思表示用として、議会棟のロビー及び議会事務局に表示モニターを、議会棟の廊下にスイッチを設置する。議員がスイッチを操作することにより、議長への応招通告とする。表示内容は議会事務局で確認することができるものとする。また、これにより議員の登退庁の表示も兼ねるものとする。

4.2.6　電源及び機器類の冗長性

電源及び機器類の冗長性を有すること。

4.3　機能の拡張性

必要に応じたカスタマイズが可能な拡張性を有すること。

4.4　機器仕様（主要機器）

4.4.1　映像機器

導入するカメラやスイッチャー、フレームシンクロナイザー、OFDM変調器等、安全に稼働する製品を選定した機器構成とすること。

4.4.2　関連機器

60型液晶モニターや残時間モニター、録画用レコーダー、DVI信号同軸延長送信器等関連機器は、導入するシステムが快適に動作し安全に稼働する製品を選定すること。

4.4.3　音響機器

マイクセントラルユニットや議長席・議員席等マイクユニット、マトリクスプロセッサーや開会用ブザーユニット、集音用マイクロホン、ラインアレイスピーカー等導入する音響システムは、快適に動作し安全に稼働する製品を選定すること。

4.4.4　制御機器

システムコントローラーやタッチパネルインターフェース、ディスプレイ、DVI信号同軸延長送・受信器、スイッチングハブ等、快適に動作し安全に稼働する製品を選定すること。また、議会映像配信運用ソフトウェア等は、カメラ操作やテロップ操作等自動表示が可能な利便性のあるソフトウェア等を準備すること。

4.5　性能仕様

上記機器仕様の他、利便性、可用性、安全性と構築・運用に係る費用面を考慮したシステムを提案すること。

4.6　セキュリティ機能

本システムのセキュリティを確保するために、次のセキュリティ対策を実施すること。

① 本システムの利用に関しては、議会事務局職員以外は操作できないようユーザID、パスワード等の認証による制限を設けること。
② 本システムの外部環境との接続に際しては、不正利用を防止する措置を設けること。
③ その他、必要に応じたセキュリティ対策を実施すること。

5　諸室の名称及び議会棟内諸室で開催する会議等

豊後高田市議会棟は、次に掲げる議場や委員会室を始めとする議会運営等に必要な諸室から構成する。２つの委員会室については、可動式の間仕切りを移動させることにより、一つの広い会議室として使用することができる。

なお、議会棟内の議場及び委員会室で、それぞれ開催する会議等は、次のとおりである。

① 議場・・・・・・本会議、全員協議会及び決算審査・予算審査特別委員会
② 第1委員会室・・常任委員会、特別委員会、他市議会等からの視察対応
③ 第２委員会室・・議会運営委員会、特別委員会、会派代表者会議等
④ 第１・第2委員会室・・全員協議会、議員研修会、他市議会等の視察対応

①	議場	②	第１委員会室	③	第２委員会室	④	正副議長室
⑤	会派室１～６	⑥	議会事務局	⑦	議会図書室	⑧	会議室401、403、404
⑨	倉庫・書庫	⑩	機械室	⑪	給湯室	⑫	ロビー・廊下

6　設置・調整等

6.1　設置・調整

構築する議会システム機器の設置・調整を行うこと。

本業務における導入機器については、業界標準以上のもので設置する場所は、以下のとおりとする。

① システム本体

新庁舎議会棟内において構築・調整を行うこと。

② バックアップ装置

データのバックアップ装置を設置すること。設置場所は提案すること。

③ 端末

指定する場所に設置すること。

④既設ネットワークとの設定等

既存ケーブルネットワーク網の設定で誤操作及び誤設定によることを防ぐため、設定を変更及び追加する場合は、企画情報課へ確認の上、設置業者もしくは保守業者に操作を必ず依頼すること。

6.2　電源・配管・配線工事等

システム構築により必要となる構成機器への電源工事やLAN工事および構成機器の耐震対策を実施すること。また、関係する他の業者と連携し構築すること。

※詳細は、企画情報課及び関係課と協議のこと。

6.3　バージョンアップ

議場内のシステムにバージョンアップがあった際は、速やかに無償でバージョンアップを行うこと。また、使用するソフトウェアで、ＯＳ（オペレーティングシステム）及びアプリケーションソフトが最新の修正プログラムを適応することを基本とする。動作保障が取れない場合は、別途発注者と協議のうえ対応を行うこと。

6.4　障害発生時の対策

停電や故障等の非常時にも、必要最小限対応することができる機器とする。

また、障害発生時には、迅速な対応にて回復することとし、同一システムのものを使用する他自治体で、システム障害が生じた場合は、直ちに状況を報告するとともに、障害対応を行うこと。

6.5　システム総合試験の実施

導入機器の新規設置、カメラ・音響機器設置工事及び既設機器の最終的な接続が終了した後に総合試験（リハーサル）を行うこと。総合試験の実施は、試験項目を作成し疎通・操作テストを行うこと。また、発注者と協議を行い、導入直後

に行われる議会（臨時議会を含む）前に実施すること。

6.6　操作研修・マニュアル

受託者は、本業務で納入する議会システムの担当職員に対して導入システムの操作及びメンテナンス等の管理方法の教育研修を実施すること。なお、受託者は、操作研修に必要な機材や手順書、開催場所を届出し、企画情報課及び議会事務局と内容を協議の上、進めること。

更に、操作マニュアルを提出し、議会事務局職員に人事異動等があった場合も、年度当初に教育を行うこととする。

6.7　その他特記事項

本仕様書は本業務の基本的な業務内容について示すものであるが、本業務の導入・運用を支障なく行うため、この仕様書に記載のない事項であっても業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本業務を遂行するため必要な事項はすべて受注者側が考慮のうえ提案し実施すること。さらに、受注者の都合により、業務遂行上付加すべき点及び変更すべき点があれば、発注者と協議し了解を得ること。また、データ等移行がある場合の費用は、構築費に含めること。

7．提出書類要件

7.1　提出書類

受注者は、本業務に必要な発注者が定める書類を提出すること。なお、承諾された事項を変更する際は、その都度発注者の承諾を受けること。

完成図書の概略は以下のとおりとする。また着手後に、貸与する既存図書の修正も本業務に含むものとする。

① 議会システムの構築完了時の成果物は、完成図書を２部提出ること。
また指定したファイル様式で作成した電子媒体（ＤＶＤ－Ｒ）に記録したものも納入すること

②　完成図書の概要は次の通りとする。

〇施行計画書
- 業務実施体制図
- 導入スケジュール
- 導入機器仕様書
- 検査方法

〇完成図書
- 操作運用マニュアル/取扱説明書
- 構築したシステムの説明書
- 導入品仕様一覧（機器のカタログ）
- 本システム構成図

・ラックマウント図
・試験結果報告書
・打合せ時の議事録
・施工前後の写真
・配線等がわかる図面
〇その他発注者より指示のあったもの

8　その他の事項

8.1　法令の遵守

労働安全衛生法等の関係法規、諸規則を遵守し、安全な作業に努めるものとする。

8.2　一般共通事項

受託者は、システム構築を適切かつ円滑に遂行するため、企画情報課職員との打合せ及び協議を必要に応じて実施すること。

8.3　業務文書の取り交わし

受託者は、情報セキュリティ確保を要する文書については、パスワード等の秘匿処置を施した上で送信することとし、電子メールにてそのままの形で送信しないこと。

8.4　安全管理

高所作業、電気作業、その他危険を伴う場合は、それぞれ適切な防護措置を行うこと。機器の搬入作業等も安全対策を講じること。

8.5　緊急時の措置

事故が発生した場合、事故者の救助に最善を尽くすとともに、速やかに監督職員などに報告すること。

8.6　仕様書の変更

本仕様書について変更を必要とするときは、協議の上、決定するものとする。

8.7　その他協議を必要と認める事項

本業務実施にあたり、他既設設備に関するような事態が生じた場合、関係者と十分協議の上、円滑に施工するものとする。

以上